

〔平成22年12月7日  
閣議決定〕

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

## 目 次

I	独立行政法人の抜本的見直しの背景	1
II	事務・事業の見直しについて	3
III	資産・運営の見直しについて	5
(別表) 各独立行政法人について講ずべき措置		
(内閣府所管)		
	物質・材料研究機構	36
国立公文書館	防災科学技術研究所	37
北方領土問題対策協会	放射線医学総合研究所	38
沖縄科学技術研究基盤整備機構	国立美術館	39
	国立文化財機構	40
(消費者庁所管)		
国民生活センター	教員研修センター	41
	科学技術振興機構	42
	日本学術振興会	43
(総務省所管)		
情報通信研究機構	理化学研究所	44
統計センター	宇宙航空研究開発機構	45
平和祈念事業特別基金	日本スポーツ振興センター	46
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	日本芸術文化振興会	47
	日本学生支援機構	48
	海洋研究開発機構	49
(外務省所管)		
国際協力機構	国立高等専門学校機構	50
国際交流基金	大学評価・学位授与機構	51
	国立大学財務・経営センター	52
	日本原子力研究開発機構	53
(財務省所管)		
酒類総合研究所		
造幣局		
国立印刷局		
日本万国博覧会記念機構		
(文部科学省所管)		
国立特別支援教育総合研究所		
大学入試センター		
国立青少年教育振興機構		
国立女性教育会館		
国立科学博物館		
(厚生労働省所管)		
国立健康・栄養研究所		
労働安全衛生総合研究所		
勤労者退職金共済機構		
高齢・障害者雇用支援機構		
福祉医療機構		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
労働政策研究・研修機構		
雇用・能力開発機構		
労働者健康福祉機構		
国立病院機構		

## I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適切かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバ